

受託者選定競技の参加に関する誓約事項

このたびの受託者選定競技の参加に当たり、次の事項に該当することを誓約します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (3) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務と同種、同規模以上の受託実績を有する者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県の受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- (6) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

住 所

氏 名